

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 令和7年度事業計画

2023年5月に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。）が成立して以降、政府においては、150兆円超の官民協調のGX投資の実現に向けて、成長志向型カーボンプライシング構想の実行・具体化に向けた取組が進められてきた。

世界の政治経済環境を見渡すと、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響など、世界経済における将来の不確実性は高まっている。他方、こうした環境の変化の下でも、引き続き多くの国が、期限付きのカーボンニュートラル目標を示すなど、各国政府や企業が、脱炭素に向けた取組を進めており、世界的な気候変動対策の潮流は引き続き継続していくものと考えられる。

我が国では、2050年カーボンニュートラルに対してオントラックで排出削減を進めており、気候変動問題という人類共通の課題に対して国家を挙げて対応する強い決意と行動を示している。

昨年度においては、「第7次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策推進計画」の策定と同時に、GX実現に向けた事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い新たな産業の創出や産業競争力を支える基幹産業のサプライチェーンの高度化につながる国内投資等を後押しするため、内閣総理大臣を議長とするGX実行会議において、GX産業立地、GX産業構造、GX市場創造が総合的に検討され、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が改訂され、「GX2040ビジョン」が策定された。加えて、2026年度から本格稼働される排出量取引制度の導入等を定めるGX推進法の改正案が国会に提出されるなど、我が国のGX実現に向けた取組は、その具体化が加速度的に進んでいる。

こうした状況の中、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、昨年7月にその業務を開始して以来、事業会社や民間金融機関等、政府、自治体、さらにその他多様な団体との対話を継続してきた。前述のような不確実性の中においても、事業会社や民間金融機関等は、国内外の政策動向や、GX投資の経済性等を踏まえつつ、足元、GX投資に向けた検討を確実かつ本格的に進めてきている。今後、GX実現に向けて、個々の企業のGX投資については、現実路線への転換の動きが出てくる可能性は否定できないが、こうした時期に直面しているからこそ、我が国は、気候変動問題という人類共通の課題への解決に向けて世界を積極的に主導していく機会であるにとらえて、対応していく必要がある。

機構は、政府と連携し、我が国での官民協調での150兆円超のGX投資を実現し、脱炭素及び産業競争力強化・経済成長の同時実現を推進する中核機関として、その使命を果たしていくべく、ここに令和7年度の事業計画を定めることとする。

1. 民間企業のGX投資を実現するための債務保証等の金融支援

(1) GX産業構造・産業立地を実現するための債務保証・出資による金融支援

①GX投資を実現するための金融支援

2050年カーボンニュートラルの実現等の国際公約や、産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、2023年度から10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するためには、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立・実行が必要である。

昨年7月の業務開始以降、事業会社や民間金融機関等から、金融支援に関する相談が足元積み上がる中、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への支援を旨として、GX2040ビジョンやクライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク、分野別投資戦略等の政府方針に基づき、GX技術の社会実装に対する支援を講じていく。

GX技術の研究・開発段階から社会実装段階に向けては、本格的な設備投資等を実施するなど、大規模な資金が必要となるが、短期的には収益が上がらないこともあり、資金の需給が乖離する、いわゆる資金の「死の谷」が発生する。また、GX技術の実装に際しては、これまで社会実装実績のない案件や、事業の成功の可否が政策状況に依存する案件など、民間金融機関がとりきれないリスクも存在する。

このため、機構としては、GX技術の社会実装に向けた民間資金を引き出していくため、新技術や制度変更等の民間金融機関ではとりきれないリスクについて、債務保証・出資等により補完していく。具体的には、GX技術の社会実装を加速化するため、クリーン・エネルギーの供給網の確立、排出削減が技術的・経済的に困難な産業（Hard to abate 産業）における脱炭素・低炭素投資の実現、大企業からのカーブアウトや事業体形成を通じた、GX技術を活用した事業に対する債務保証を中核とした支援を実施するものとする。

②金融審査の基本的な考え方

脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準において、民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在する場合に、機構は、金融支援を受ける事業の持続可能性のみならず、GX政策への貢献や民間金融の呼び水効果、新たな金融手法の進展への寄与等を総合的に勘案し、金融支援を行うか否か判断するものとされていることを踏まえ、案件審査を行うものとする。

具体的には、金融支援を行うにあたっては、支援を受けようとする案件の事業性のみならず、経済、環境及び社会へのインパクトの有無やその内容を評価するとともに、事業実施に伴い、周辺の自然環境や地域社会に悪影響が生じないように、環境審査も実施するものとする。

さらに、GX分野をはじめとした研究開発・社会実装を進める産総研グループ（国立研究開発法人産業技術総合研究所及び株式会社AIST Solutions）と昨年度締結した連携協定に基づき、案件の技術審査に向けた体制を構築するとともに、効果的な支援につながる技術審査を実践する。

また、支援決定を行った事業に関しては、経済・環境・社会への影響及び効果を適宜評

価・発信していく。

(2) GX分野のディープテック・スタートアップ支援

IEA（国際エネルギー機関）の調査によると、既存技術で削減できる排出量は65%程度であり、2050年カーボンニュートラルの達成に向けては、残る排出削減を可能とする新技術の導入が不可欠であるとされている。こうした状況のもと、排出削減に必要な技術イノベーションをより一層加速化させていくためには、GX関連分野のスタートアップの創出・成長が不可欠である。

GX関連分野をはじめとしたディープテック・スタートアップは、その技術や事業が確立するまでの研究開発や事業化には、大規模な資金が必要であって、収益化まで時間軸が長い等の課題が存在する。

このため、GX技術の社会実装段階における資金供給を後押しするため、ミドル・レイト期のディープテック・スタートアップに対して、債務保証や出資による支援を講じていく。加えて、ディープテック・スタートアップにおいては、特にシード・アーリー期の領域が未成熟であることから、ファンド出資等を通じて、シード・アーリー期のディープテック・スタートアップに対するリスクマネーの供給も行っていく。

また、GX新技術の社会実装のスピードを加速化させていくためには、個々のディープテック・スタートアップに対する支援に加えて、研究開発から量産化段階までを一気通貫で支援する枠組みが必要である。政府においては、これまで2.7兆円規模のグリーンイノベーション基金を措置し、GX技術の研究開発等に対する支援を講じてきたところ、今後は、GX技術の量産化段階を支援していく必要がある。このため、GX技術の研究開発から社会実装に至るまで、切れ目のない支援を実現するため、研究開発等の知見を有する政府系機関とも連携し、GX分野のディープテック・スタートアップ振興に向けた情報交換を密に行うことで、GX分野のディープテック・スタートアップの成長に向けたエコシステムの構築に貢献する。

2. 排出量取引制度の運営や化石燃料賦課金の徴収に向けた準備

政府は、成長志向型カーボンプライシング構想において、企業のGX投資の前倒しを促進するためにGX経済移行債を発行し、10年間で20兆円規模の先行投資支援を行うとともに、カーボンプライシングとして、2026年度から排出量取引制度を本格稼働し、2028年度から化石燃料賦課金を導入するなど、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で段階的に導入することとしている。

2026年度から開始する排出量取引制度については、制度に係る公平性・実効性を高めつつ対象企業の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で本格稼働させることとなっている。具体的には、国は、一定の排出規模以上の企業に対して、政府指針に基づいて排出枠を無償で割当て、企業は毎年度自らの直接排出量を算定・報告し、当該直接排出量と同量の排出枠を償却する義務が毎年度課されることとなる。なお、対象企業の実際の排出量があらかじめ国から無償で割り当てられた排出枠の量を超過する際、当該

対象企業は、排出枠の不足分について、排出削減を先行的に行ったことで排出枠の余剰が生じている企業等から取引を通じて調達することとなる。

当該制度の執行に係る事務の一部については、機構が担うこととなっており、2026年度からの制度開始に向けて必要な人員規模、組織体制の整備を行うとともに、政府と連携し、制度運営に必要な規程類の整備、関係機関等との調整を行う必要がある。

具体的には、迅速かつ円滑に制度を運営するために、内部規程や制度対象企業向けに制度概要及び必要な手続きを周知するためのガイドライン等を整備する。また、排出枠の割当申請量及び排出実績量の認証・検証を行う第三者機関と登録申請にかかる調整や認証・検証にかかる実務に関して調整を行う。

加えて、2028年度から導入される化石燃料賦課金の徴収に係る事務を実施するにあたって、政府と連携し、徴収のためのシステム等の必要なインフラ整備について検討する。

3. GX推進に向けた「ハブ」機能（GX Future Academy）の強化

150兆円超の官民協調のGX投資を実現していくにあたっては、債務保証等の金融支援や、排出量取引制度の運営、化石燃料賦課金等の徴収に加えて、産業界・金融界・政府・自治体・研究機関など、GX推進に向けた様々な取組の情報が集まる「ハブ」としての機能を発揮し、社会全体でGXを加速していくことが重要である。このため、金融支援や排出量取引制度の運営等のほか、GX推進に関する調査研究等の戦略機能や、国内外への発信機能（これらの機能を総じて「GX Future Academy」と称する。）を強化していく。

（1）気候変動を中心とした社会全体のサステナビリティの推進

①気候変動関連開示やサステナブル・ファイナンスの推進

GX分野における資金供給のさらなる拡大に向けて、気候変動に関するリスクや機会に関する情報開示が必要であり、国内外において、気候変動関連開示を求める動きが高まっている。国内においても、気候変動関連開示の世界的な枠組みであるTCFD提言に賛同する日本の事業会社や投資家等が一体となって議論するべく、2019年5月に民間主導のTCFDコンソーシアムが設立された。同コンソーシアムにおいては、気候変動関連開示に係る国際的な議論について会員企業向けに情報発信を行うとともに、TCFD提言を踏まえた開示の充実や、開示情報の効果的な活用を推進するため、「TCFDガイダンス」や「グリーン投資ガイダンス」の策定・改定等の取組を行ってきた。昨今、国際的には、より事業計画に紐づいた「移行計画」策定の要請が高まりつつあることを受け、同コンソーシアムでは、昨年8月に、「移行計画ガイドブック」を策定し、日本における気候変動関連開示の実践とその浸透に貢献してきた。

前述のとおり、気候変動関連開示を巡る国際的な議論の動向は変動しているところ、同コンソーシアムの安定的な運営が引き続き必要であることや、機構がGXの調査・研究及び国内外への情報発信を行うハブ機能を担う方針であることを踏まえ、本年度より、TCFDコンソーシアムの業務の一部を継承するとともに、2026年度より、本格的に機構において、同

コンソーシアムの業務を担うこととする。また、G X人材の育成に向けて、T C F Dコンソーシアムと連携し、G X人材育成のプログラムを提供するものとする。

さらに、昨年度、G X推進に関する国際的なルールメイキングをリードする「GGX Finance Summit」への参画など、国内外への発信を通じて、産業の脱炭素化等に関する更なる議論の発展に貢献してきたことを踏まえ、本年度においても、昨年度の活動を着実に実施しつつも、情報発信機能のさらなる強化を進めるべく、国内外のG X関連イベントへの参画や、G X関連のレポート作成・公表に取り組む。

②国内外のG X関連のステークホルダーとのネットワーク構築

気候変動関連開示の推進をはじめとするサステナビリティ推進に加えて、機構が、G X推進に向けた様々な取組の情報が集まる「ハブ」としての機能を最大限発揮するため、国内外への発信等にも注力していく。

グローバルなネットワーク構築をさらに強化する観点からは、G X政策、サステナブル・ファイナンス、インパクト投資、サステナビリティ開示等に関する高い識見を有する世界的な有識者をメンバーとする「Global Advisory Council」を本年1月に設置した。「Global Advisory Council」のメンバーや、その所属組織の専門的な知見を取り入れることで、グローバルな視点から、機構の業務を実践するとともに、それらのネットワークを活用し、日本のG X政策や機構の業務に関する国際的な発信力を強化する。

さらに、今後、日本全体のG Xを加速化させていくためには、環境価値に対する消費者の購入意欲や関心を向上させるなど、社会全体において機運を醸成するとともに、G X人材の裾野を広げていく必要がある。こうした観点から、消費者等との意見交換等を通じて、G Xやサステナビリティに対する意識の向上に資する取組を行う。

こうしたネットワーク構築や、大学・研究者とも連携した情報発信を通じて、国内外の多様なステークホルダーとも連携し、G X関連の様々な情報が蓄積される「ハブ」としての機能を最大化していく。

(2) G X産業構造・産業立地・市場創造を実現するための戦略機能

機構において、G X推進に関する戦略機能を強化するにあたっては、G X産業構造への転換を日本全体で志向していく視座の下、G X実現に向けて、より一層強化すべき取組の検討など、調査研究活動を順次展開していく必要がある。

G X産業構造への転換を推進するにあたっては、機構が個別事業に対して金融支援を講じていくことも重要であるが、これに加えて、日本全体でのG X実現には、あるべきG X産業立地やG X産業構造を、全体最適の視点から検討することも重要である。このため、2050年カーボンニュートラルを実現する産業構造・産業集積の絵姿に関する調査研究を行っていく。

また、民間企業におけるG X投資を加速化していくためには、技術リスクや完工リスク等の補完に加えて、脱炭素化された工程により製造されたG X製品が市場で「環境価値」として認められることが重要であり、「G X2040 ビジョン」においても、G X市場の創造

が必要とされている。

こうした状況を踏まえ、機構においても、GX市場創造に貢献するべく、GX製品に関する環境価値のあり方に関する調査を実施した上で、必要に応じて、さらなる活動につなげていく。

(3) GX実現に資する地域連携の加速化

2050年カーボンニュートラルの実現のためには、地域でのGX投資の促進も重要であることや、金融支援業務を実施する上では、地域連携の観点も必要であることを踏まえ、自治体や地域金融機関等の関係者とも連携し、地域でのGXに向けた取組の情報収集や発信に取り組む。また、地域での案件組成にあたっては、地域における関連産業の育成やサプライチェーン構築など、地域社会に裨益をもたらす取組も後押ししていく。

(4) GX関連企業との連携

GX推進にあたっては、上流から下流までのバリューチェーン全体での取組が不可欠であること、不確実性解消のために事業会社・民間金融機関・公的機関・政府等での密接なコミュニケーションが必要であること、GX関連技術、金融、GX政策等の知見を有する人材群が十分存在しているとはいえないことなど、企業単体での取組では限界があることを踏まえ、GXに向けた取組をさらに加速させるためには、現状においても、業種を超え、かつ、官民での連携が必要となる。

こうした状況を踏まえ、機構が有する「金融」「政策」「ビジネス（技術）」の強みを活かして、出資企業等への定期的なセミナーの開催を通じて機構内外のリテラシー向上に貢献するなど、産業界・金融界・政府・地方公共団体・研究機関等のGX推進に向けた様々な取組の情報が集まるハブとしての機能を強化する。

また、地域連携を軸に、GXによる地域経済の活性化とGX関連企業のビジネス機会の創出につながる取組について検討を行い、自治体等との協力を目指す。

4. 業務運営に関する重要事項

機構は、上記1. から3. までに定めるほか、機構の効率的かつ効果的な組織運営のため、以下の業務を行う。

(1) 適切な組織体制の確立

昨年度の業務開始以来、その役割を着実に遂行できるよう、必要な組織体制の構築に取り組んできたところ、今後、業務を順次拡大していく見込みであることを踏まえ、組織体制の構築・拡充に引き続き取り組んでいく。

具体的には、今後の業務拡大に向けて、機構が確保すべき人材は多様化していくため、各役職員の専門性に応じた適切な人員配置を行うとともに、民間の慣行を踏まえた適切な報酬体系の整備につなげ、必要な人材の確保に向けた採用を強化する。

また、機構における適正な業務運営や、コンプライアンスを確保することに加えて、機構

の金融支援や排出量取引制度の運営等の業務を実施するにあたっては、個社の企業情報を扱う業務であることから、全ての役職員を対象とする研修を通じて、情報管理含め、倫理・行動規範の浸透を図る。

こうした組織運営に必要となる内部規程の整備をより一層進めるとともに、機構内での浸透・徹底を行い、適切な業務体制を構築していく。

(2) 適切な情報公開及び戦略的な対外発信の実施

機構が、その業務を行っていく上では、機構に出資する国に対して、必要な情報提供を行うとともに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等を踏まえ、その活動内容等を対外発信することで、業務運営の透明性や信頼性の確保に努めることが重要である。

今後、民間企業等においてGX投資が加速化していくことが見込まれる中、案件組成に向けて、民間金融機関等が金融支援に関する情報を入手できるよう、ホームページ等により情報発信を行う。加えて、機構が支援した案件に関しては、ホームページ等を通じて情報発信することで、支援案件の意義や、経済・環境・社会へのインパクトを発信していく。

また、金融支援や排出量取引制度の運営等に加えて、GX推進の「ハブ」としての機能を有する機構の多様な活動を効果的に発信するため、アニュアルレポートの公表に向けた取組を進める。

(3) 効率的かつ適切な業務運営

今後、債務保証等の金融支援が加速化していくとともに、政府が導入することとされている排出量取引制度の運営等の業務を着実に実行していくべく、機構が定める内部規程等に基づく手続を経つつ、効率的な業務運営を旨として、その業務を進めていく。

また、一般管理費や業務経費については、効率的な執行を行うことにより、適切な運営を図る。機構が定める会計規程に基づき、適切な資金管理・出納を徹底していくとともに、物品・役務調達や委託等の契約の締結については、同規程に基づく対応を引き続き実施し、調達の透明性・公平性・合理化を進めていく。また、サステナビリティに配慮した調達にも取り組む。余裕金については、安全性・適正性を確保した上で、効率的な運用に努める。

(4) 情報セキュリティ及び個人情報保護の確保

当機構が、金融支援業務や排出量取引制度の運営等の業務を実施するにあたっては、一定の個社情報を扱っていくこととなるため、十分な情報セキュリティの確保が必要となる。このため、機構内の情報セキュリティを確保するため、役職員の情報リテラシーの向上に向けた取組を進める。

具体的には、機構が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関連法令に倣い、適切に管理・対応するものとする。加えて、万が一、情報漏洩等が発生した場合に備えて、事実関係の迅速な把握、当該情報の回収、二次被害の回避、原因究明及び再発防止等の対応方針について、役職員に周知・徹底する。